

いと思ふ。此點からいふと、我國の家庭教育で注意すべき所が甚だ多からうと考へる。何故かといふに、身体や道徳や智識の側の方は、随分に考へられる様になつては來たが、我國民の一般の好尚ともいふべき美的の方面は、餘程忽諾にせられて居る様に考へられるからである。一家の主人など一幅の畫に、百金千金を惜しまない人も、子供の夫の爲めに少しも費す所はない。といつて、美的好尚を養ふことは、華奢贅澤といふと、は違ふ。そこで、吾等の希望する所は、家庭教育の時代に在りては、成るべく此方面の注意をも拂つて欲しいと思ふのである。彼の草花を培養させたり、顔料を供して圖畫を随意に畫かせたり、樂器を備へて音樂の趣味を養つたり、其他幼稚園でする様な種々の細工物などの材料を興へてやつたりするこ

となどは、之が方便として最も有効だと思ふ。

## 婚姻

谷川清

婚姻と一口に申しますと其の意義は明瞭であつて別段に説明を要しません様で御座りますが、事實上の婚姻は兎も角も法律上の婚姻も一寸理解り悪い處もありますから極く大略を記述致しませう。新民法第四編親族の第三章に婚姻に關する規定が掲載してあります、是等は後日時期を得ました節に順次記述致すことに致しまして、唯今は先づ婚姻の意義を説明致しませう。

夫と申しましたり、妻と申しますのも共に法律に適ふ即ち適法の婚姻に因りて創めて設定せられる所の男女間の身分を謂ふに過ぎないのです、然し

婚姻と申します語には二つの意義が御座りまして、其第一の意義は夫妻たる身分上の關係を創設致しまする要式の行爲を表示致しまして、第二の意義は夫妻たる身分上の關係自体を表示致しまする、約言致しますと第一の意義は、時的の事實を云ひ表はしまして、第二の意義は、繼續の事實を云ひ表はしまして、我國では従來の慣例上第一の意義に用ひて居りますが、嚴格に申しますと、第一の意義を結婚と申しまして、第二の意義を婚姻と申しますのか宜しいかと存じます。

夫妻たる男女が同等の地位を占むる様になりましたのは實に近世の事でありまして、歴史上に婚姻制度の沿革を尋ねますと、昔時野蠻の種族が所々方々に部落をなして割據して居りました時代では或る部落の土蠻は或る他の部落の土蠻を浸撃して

二十

婦女を掠奪して參りましたり、又部落中でありまして、婦女を見る時は數人の男子は互に鬭争致しまして、結極の勝者が其の婦女を占有致しまする様な次第でありました、即ち掠奪婚の時代であります、此の時代には婚禮などと云ふものは御座りませぬ、唯情慾の發動する儘に任せ掠奪を致しますのでありますから、勿論婦女の方にも貞操を守ると云ふ様な觀念は毛頭ないので、當時の社會も亦別に之を要求致しませんでした、ですから自然母系のみ明らかで男系は少しも明確致しませんでした、露骨に申しますと父親を知るのには甚だ困難の事で御座ります、其後掠奪婚の遺風が漸く衰へましたが、家事に使役致しまする目的で婦女を買得し、男子の所有物と致しまする様な思想が發達致しました婚姻は全く普通の物品同様に賣

買ひに依りまして成立する状態になりました、其の方法は妻たるべき者の親と夫たるべき者又は其の親との間に賣買が成り立ちまして婦女の方は更に之を知らないのです、いや知らさないのです、賣買婚の時代とは此の時代を云ふのであります、此の時代で最も甚だしい一例は婦女に定價を付けた法律がありました、アイストランドの古法に「少なくとも一「マルク」の代價を以て婦女を購求したる者に非ざれば法律上正當の婚姻を爲したる者と認めず」云々とありますが今日で聞けばあつと驚く外はないのです、

社會の風俗が公議を尊重する様になりましてから婦女を賣買物となすは背徳なることを會得致して婚姻は尊屬親(父母、祖父母等)より婦女を贈與するに依りて成立するものと致しました、此の時代

は唯婦女を賣買の目的物としない迄のことで、つまり贈與の目的物と致します以上は其の婦女を以て財物視するのであります、此の點は賣買婚時代と敢て異なる所はありませんが、我國の風習では未だ此の贈與婚の時代を全く脱離致して居りませぬと云ふ事は皆様の能く御存じのことで御坐りませう。

近世に及びましてから婦女に人格を與ふるに至り婚姻は必ず男女雙方の共諾あるに因つて成立するものと認めます、従前の價額の名義は嫁資とか養老資産とか云ふ様に名目を變ずる状況を見るに至りました、即ち共諾婚の時代であります、歐米諸國を始め我新舊民法共に共諾を以て婚姻成立の一〇〇〇要件と致して居ります、

以上の外共同婚時代もありました、即ち一夫多妻

とか一婦多夫とか云ふ時代でありませう、  
前述の通りで婚姻の意義は幾多の變遷を経過した  
る後、始めて今日の意義をなすに至つたのであり  
ます。

## 家庭閑話

### その子

▲猿の物真似とはよく人の口にする事なれど、  
真似るは獨り猿のみならず、幼兒も中々此性質に  
富めるものなり、人の振りを見てそを真似ること  
心からよりすることならず、従つて意志ある行爲  
とはいはれずとも、度重なれば、やがては悪しき  
習慣も善き夫も、共に之よりぞ造らるべき。  
▲可笑しき話として、友の語るを聞き侍り、何より  
も菓子を齎み給へる父君の、さすがに幼子には、

この習慣を與へんことの心苦しく、さうして自ら  
はそれを廢せんこともなし難くて、さまざま案じ煩  
らへる末、幼兒に見せまじとて、押入の中に頭を  
つっこみながら、菓子食ふことを始めけるに、何  
時の間に見たりけん、其頃より何を與へても、其  
幼兒、いつもく押入に頭をつき入れねば、食は  
ずなり行けりとぞ。

▲家に歸りて、何かと妻に當り散らす夫は、外に  
在りては權力を振ふに由なき人なり。家に在りて  
常に妻に壓せらるゝ夫は外に出で、目下の者を遇  
するに必らず苛酷なりと、或人の語られし。

▲落語家の講臺に上りては、いつもくも可笑し  
き滑稽に人を笑はせ面白き顔を見せては人を喜ば  
すを見て、さる婦人の、あはれ、かゝらん男に嫁  
したらんには、家庭は、とこしへに春の海の穩か